募集のご案内

令和８年11月

世田谷区営・区立住宅

入居者の募集（あき室）

区営住宅募集戸数：15戸・区立住宅募集戸数：1戸

「区営住宅（あき室）」および「区立ファミリー住宅（子育て世帯向け）」の入居条件に該当する方は両方ご応募できます。

区営住宅家族向	一般世帯向け 10戸 高齢者二人世帯向け 3戸 車いす世帯向け 1戸 子育て世帯向け 1戸	P2~3
区立ファミリー住宅	子育て世帯向け（期限付き入居住宅） 1戸	P11
申込書配布期間	令和８年11月２日（月）～11日（水）	
申込書受付期間	令和８年11月２日（月）～16日（月）	

郵送申込	①申込みは郵送で、申込期間は令和8年11月16日（月）当日消印有効です。 ②申請書の2ヶ所に85円切手を貼ってください。（切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。） ③定められた封筒に申込用紙を入れ、110円切手を貼り、**必ず郵送してください。**
オンライン申込	申込受付期間内に区営・区立住宅オンライン申込ページで申込完了したものを受け付けます。 区営住宅 https://ttzk.graffer.jp/setagayakueijyutaku/smart-apply/apply-procedure-alias/setagayakuei-bosyu 区立ファミリー https://ttzk.graffer.jp/setagayakueijyutaku/smart-apply/apply-procedure-alias/setagayakuritsu-bosyu

ご注意

❶**要件に該当する方は、１世帯につき区営住宅１通、区立ファミリー住宅１通、お申込み可能です。**
ただし、1世帯で同じ制度の住宅を重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を２通以上の申請書に記載したとき（同居親族欄に記載されているものを含む）は、全部の申込みを無効とします。

❷**申込後の同居親族の変更・訂正（出生・死亡の場合を除く）は認められません**ので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。入居時までに同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。

❸所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》
（指定管理者）㈱東急コミュニティー　世田谷区営住宅等窓口センター
〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階　電話 03(6805)6523
11月2日(月)～16日(月)　午前8時30分～午後6時(土・日を除く)
（区営・区立住宅等の申請書の受付事務等は、㈱東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。）

オンライン申込時の推奨環境について

推奨環境以外のブラウザ/OS、バージョンが古いブラウザ/OSでアクセスした際、オンライン申込がご利用できない場合があります。

● 推奨環境

推奨ブラウザ・OSの最新バージョンにてご利用ください。

● スマートフォンのOS

< iPhoneの場合 >

OS : iOS 最新版
ブラウザ : Safari 最新版

< Androidの場合 >

OS : Android最新版
ブラウザ : Google Chrome最新版

● 推奨ブラウザ（パソコン・スマートフォン）

Safari最新版/Google Chrome最新版/Edge最新版/Firefox最新版

募集する住宅

一般世帯向け

※　単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定使用料（月額）	エレベーター	共益費
①	粕谷四丁目アパート 粕谷4−11−8	205	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 45	3K (6畳+4.5畳+3畳+K) 36.4㎡	18,500円 〜 36,300円	無	300円
②	八幡山三丁目第二アパート 八幡山3−32−26	304	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,600円 〜 67,800円	無	0円
③	用賀二丁目第二アパート 用賀2−23−17	17号棟 301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 56	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 55.9㎡	30,900円 〜 60,700円	無	0円
④	北烏山八丁目アパート 北烏山8−9−2	2号棟 305	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 48	2DK (6畳+4.5畳+DK) 39㎡	19,500円 〜 38,400円	無	300円
⑤	千歳台一丁目第二アパート 千歳台1−36−2	2号棟 402	鉄筋コンクリート造 4階建	昭和 61	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	35,100円 〜 68,900円	無	300円
⑥	上祖師谷一丁目第二アパート 上祖師谷1−24−1	1号棟 301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 62	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	34,400円 〜 67,600円	無	0円
⑦	上用賀四丁目アパート 上用賀4−14−1	1号棟 104	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	35,600円 〜 69,900円	無	270円
⑧	新町一丁目アパート 新町1−6−16	16号棟 202	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 48.1㎡	26,000円 〜 51,000円	無	270円
⑨	上北沢五丁目第二アパート 上北沢5−15−3	3号棟 203	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 52	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 55.9㎡	29,400円 〜 57,800円	無	260円
⑩	上北沢五丁目第二アパート 上北沢5−15−6	6号棟 301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 52	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51㎡	26,800円 〜 52,700円	無	260円

○　詳しい申込み資格は７〜９ページをご覧ください。

車いす世帯向け　※　単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定使用料（月額）	エレベーター	共益費
⑪	弦巻四丁目アパート 弦巻4−32−1	102	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和55	2DK (6畳+9畳+DK) 55.9㎡	31,400円 〜 61,600円	無	0円

○　詳しい申込み資格は９ページをご覧ください。

高齢者二人世帯向け

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定使用料（月額）	エレベーター	共益費
⑫	シティコート世田谷給田 世田谷区給田5−8−5	E棟 402	鉄筋コンクリート造 8階建	平成10	1LDK (8畳+LDK) 49.9㎡	28,800円 〜 56,600円	有	6,000円
⑬	アーク上北沢 上北沢1−25−14	302	鉄筋コンクリート造 4階建	平成12	2DK (6畳+6畳+DK) 51.6㎡	30,700円 〜 60,400円	有	6,000円
⑭	八幡山慶明館 八幡山3−18−19	203	鉄筋コンクリート造 3階建	平成13	2DK (6畳+6畳+DK) 46.6㎡	27,600円 〜 54,200円	有	6,000円

○　詳しい申込み資格は９ページをご覧ください。

子育て世帯向け　※　単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定使用料（月額）	エレベーター	共益費
⑮	フローラ千歳台 千歳台3−18−11	503	鉄筋コンクリート造 6階建	平成13	2LDK (6畳+4.5畳+LDK) 65.5㎡	39,100円 〜 76,700円	有	6,000円

○　詳しい申込み資格は10ページをご覧ください。

申込みにあたって（必ずお読みください）

● 区営住宅とは

住宅に困っている収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。
入居に際して民間賃貸住宅とは異なった制限が設けられていますので、「入居にあたっての了解事項」の内容をご理解いただいたうえ、お申込みください。

● 住宅使用料の決定

使用料は、**世帯の所得**・住宅のある地区の不動産価格・住宅の広さ・建築年数・設備等によって決められます。

● 共益費及び自治会費

住宅により使用料のほかに共益費がかかる団地があります。**自治会がある団地または自治会に加入している団地には各々の取り決めや会費の徴収があり、ご負担いただいております。**

● 保証金

入居手続きのとき、**住宅使用料の2ケ月分**を保証金として納めていただきます。

● 連帯保証人

入居にあたり資格審査時までに連帯保証人を選任していただきます。**選任できない場合は、**世田谷区と協定を結んだ**保証会社と契約をすることが必要となります。**

(1) 連帯保証人の資格、必要書類

※資格

① 日本国内に住所を有する成年者

② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円）以上の方

※必要書類

① 印鑑登録証明書

② 所得を証明する書類

(2) 保証会社による債務保証（機関保証の利用について）

入居者の費用負担で保証会社による債務保証（機関保証）を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

● 駐車場の利用

駐車場は団地によって設置しておりますが、全戸数分はありません。利用者はご相談ください。また、既に入居されている方が契約されていることが多いので、入居後すぐ利用するのは困難な場合があります。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。

● 住宅使用料の支払い

住宅使用料の支払いは、口座振替、または自動払込となります。

● 区営住宅入居後の使用料

区営住宅入居後、**毎年６月に収入を証明する書類等を提出していただきます。**（収入報告に基づき翌年４月からの使用料を決定します。収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みに金額が引き上げられることがあります。）

● 使用承継（名義変更）

区営住宅入居後、使用者（名義人）が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。
なお、使用承継許可の対象は、原則として**使用者（名義人）の配偶者（正式同居許可を受けている場合に限る）**のみになります。

入居にあたっての了解事項

1. ペット飼育禁止

犬や猫等の動物は飼育することはできません。

2. 禁止暖房器具

石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。

3. 入居時に用意するもの

エアコンやガスコンロ、照明器具、網戸などは設置されていません。

4. 住戸設備

住戸設備等の修繕は行っておりますが、必要最低限の修繕であることや、築年数が長く設備等が古いため、民間賃貸住宅とは異なり傷や汚れ等が残る場合があります。また、建物の断熱性能は必要最低限の仕様であるため、結露やカビ防止のため、こまめな換気や清掃が必要となります。

5. 自転車及びバイク置き場

自転車置き場は設置されていますが、原則としてバイク置き場はありません。

6. パイプスペース内

消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。

7. 住戸内への立ち入り

消防法等による法定点検、雑排水管洗浄など維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合があります。

8. 損害保険への加入

住宅にかける損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。

9. 入居に際して

共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう**「住まいのしおり」を熟読し、**ルールやマナーをお守りください。

10. 入居者間のトラブル

騒音等による居住者間のトラブルや、来訪者等の居住者以外とのトラブルに関しては、区が解決することはできません。当事者間で解決していただくか、内容によっては警察等へご相談ください。

11. 自主管理

建物の清掃、中低木の植栽管理**（草刈り等）**は入居者のみなさんで行っていただきます。

12. 自治会への加入

自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。

13. 共用部は禁煙

エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。
専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。

家族向けの申込資格

申込みができる方は、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内に、次の1～4のすべてにあてはまることが必要です。

１．現に住宅に困っていること

⑴ 入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません（共有持分がある場合や、借地上に所有している場合も含みます）。ただし、次の場合は申込むことができます。

㋐ 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営・区立住宅入居後２か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）を提出できる場合。
→資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。

㋑ 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く）。
→資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。

⑵ 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅（ＵＲ賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・せたがやの家・公営住宅等）の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込むことができます。

<table>
<tr><th colspan="2">住　宅</th><th>区　分</th><th>資　格　要　件</th></tr>
<tr><td rowspan="8">UR賃貸住宅
公社住宅
都民住宅
せたがやの家
等</td><td rowspan="8"></td><td>家賃が高い</td><td>家賃（共益費を除く）の負担月額が、世帯の年間総収入額（事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する）を月額に換算した場合の20%以上である場合。</td></tr>
<tr><td>ＵＲ賃貸住宅・公社の建替</td><td>現に居住する住宅の建替がすでに決定されている場合。
→資格審査時にUR賃貸住宅・公社からの証明書で確認します。</td></tr>
<tr><td>ひとり親世帯
(母子・父子世帯)</td><td>申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のない方であり、同居親族が18歳未満の子供だけであること。</td></tr>
<tr><td>高齢者世帯</td><td>申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
ア　配偶者（内縁および婚約者を含む）
イ　おおむね60歳以上の方
ウ　18歳未満の児童
エ　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者
オ　重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度）
カ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）</td></tr>
<tr><td>心身障害者世帯</td><td>申込者本人または同居親族の１人が次のいずれかにあてはまること。
ア　身体障害者手帳の交付を受けている１級～４級の障害者
イ　重度または中度の知的発達障害者（愛の手帳の場合は総合判定で１度～３度）
ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級・２級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ　戦傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上障害者</td></tr>
<tr><td>多子世帯</td><td>申込者に18歳未満の児童が３人以上いて、その児童の全員が区営・区立住宅に入居できること。</td></tr>
<tr><td>生活保護受給世帯又は中国残留邦人支援給付受給世帯</td><td>申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内に、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている世帯であること。</td></tr>
<tr><td>公営住宅等</td><td>住宅が狭い</td><td>現在、住んでいる公的住宅の住宅専用面積が下記の表にあてはまること。
<table>
<tr><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th><th>一緒に住んでいる人数</th><th>住宅専有面積（壁芯）</th></tr>
<tr><td>２人</td><td>29㎡未満</td><td>５人</td><td>56㎡未満</td></tr>
<tr><td>３人</td><td>39㎡未満</td><td>６人</td><td>66㎡未満</td></tr>
<tr><td>４人</td><td>50㎡未満</td><td>７人</td><td>76㎡未満</td></tr>
</table>
☆ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。（住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください。）
☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。</td></tr>
</table>

※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居されている方は、表の区分に該当しない場合でも申込むことができます。

※表中の 18 歳未満の人とは平成 20 年 11 月４日以降生まれの方

※表中の 60 歳以上の方とは昭和 41 年 11 月 17 日以前生まれの方

2．世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。
→12ページ～18ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

3．同居親族がいること

申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内に、一緒に住んでいる親族（申込書受付期間内に出生された方を含みます。）と申込むことが原則です。（入居資格審査時に、住民票、戸籍全部事項証明書を提出していただき、外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。）

⑴ 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
- ㋐ 婚約者（入居手続のときまでに入籍できること）。
- ㋑ 申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。
- ㋒ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、２親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または２親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）

⑵ 内縁関係の場合、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。

⑶ 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込む場合は、法律上の配偶者がいないこと。

※ 資格審査時にお互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。

⑷ 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定による委託を受けている児童）との同居を希望する場合は、申請により同居可能です。

⑸ 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
- ㋐ 夫婦が別居する申込み（ただし、離婚の予定があり、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる場合は、申込みできます。）
- ㋑ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。

※ 出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。（ただし、出生した子の入居は可能です。）

4．申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※ 上記４点以外に申請区分番号に応じて９ページ～10ページの資格にも該当する必要があります。

区営・区立住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区営・区立住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- ● 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- ● 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- ● 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- ● 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

一般世帯向け

※　単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に居住していること

⑴ 申込者本人が世田谷区内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
「18歳未満の場合、婚姻を予定しており、入居手続きのときまでに入籍できること。」（未成年どうしの婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）
⑵ 外国人については中長期在留者で⑴のほかに、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
①「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内において、引き続き在留実績が１年以上ある方。

高齢者二人世帯向け

※　単身の方はご応募できません。

1．世田谷区内に３年以上居住していること

⑴ 申込者本人が令和５年11月17日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
⑵ 外国人については⑴のほかに、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2．申込む世帯の構成が次のとおりであること

申込者本人が65歳以上（昭和36年11月17日以前の生まれ）で、現に同居し、または同居しようとする60歳以上（昭和41年11月17日以前の生まれ）の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む）がいること。

使用者または同居者の死亡などにより単身世帯になった場合、住宅を明け渡していただきます。
この場合、他の単身向け住宅（シルバーピア）をあっせんいたします。

車いす世帯向け

※　単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に３年以上居住していること

⑴ 申込者本人が令和５年11月17日以前から申込みの日まで、世田谷区内に継続して３年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。また外国人の同居親族についても、申込時点に日本国で住民登録があり、在留資格が確認できること。

2. 申込者本人または同居者のうち少なくとも１人が車いすを常時使用する６歳以上の方で、次のいずれかの要件に該当すること

⑴ 身体障害者手帳の交付を受けている２級以上の方
⑵ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ３の第１款症以上の方

子育て世帯向け　※　単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に1年以上居住していること

⑴ 申込者本人が令和７年 11 月17 日以前から申込の日まで、世田谷区内に継続して１年以上居住している成年者で、そのことが、住民票の写しで証明できること。
「18 歳未満の場合、婚姻を予定しており、入居手続きのときまでに入籍できること。」

⑵ 外国人については中長期在留者で⑴のほかに、申込書受付期間（令和８年 11 月２日～ 11 月 16 日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格等を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和８年 11 月２日～ 11 月 16 日）内において、引き続き在留実績が１年以上ある方。

2. 同居親族が３人以上いること（４人家族以上）

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。

⑴ 現在別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
㋐ 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること）
㋑ 申込日現在、税法上の扶養関係であること
㋒ 独立して生計を営む２親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または、２親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者）であること。

⑵ 内縁関係の場合、住民票で「未届の夫（妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

⑶ 家族を分離しての申込みはできません。
㋐ 夫婦が別居する申込み
㋑ 結婚、離婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

3. 義務教育修了前の扶養親族が2人以上いること

申込み日現在、同居者（同居しようとする者も含む）のうち２人以上が、義務教育修了前の税法上の扶養親族であること。

入居前に義務教育修了前の親族が全員いなくなったときは、入居できません。
入居後、義務教育修了前の親族がいなくなったとき、または全員成人に達したときは、住宅を明け渡していただきます。この場合、他の区営住宅をあっせんいたしません。

募集する住宅

区立ファミリー住宅

※　使用申請書（申込用紙）は桃色です。

この期限付き入居住宅は、あらかじめ10年の入居期間が設定されており、10年に限り入居できる住宅です。したがって、この住宅に入居される方は、10年経過した後には返還しなければなりません。ただし、10年経過した時点で18歳未満の子がいる場合は、最年少の子が18歳に達する日以降の最初の３月31日まで入居期限が延長されます。また途中で住宅を変えることはできません。

子育て世帯向け（期限付き入居住宅）

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定使用料（月額）	エレベーター	共益費
1	桜丘五丁目第二住宅 桜丘5−45−2	2号棟 107	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 4	3DK (6畳＋6畳＋4.5畳＋DK) 69.6㎡	40,900円 〜 80,300円	有	500円

区立ファミリー住宅申込資格

1. 世田谷区内に１年以上居住していること

⑴ 申込者本人が令和７年 11 月 17 日以前から申込みの日まで、世田谷区内に１年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
なお、成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる 18 歳未満の婚姻予定者を含みます。（未成年との婚約による申込みは、法定代理人（親）の同意が必要です。）

⑵ 外国人については中長期在留者で⑴のほかに申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
② ①以外の在留資格の方は、申込書受付期間（令和８年 11 月２日～ 11 月 16 日）内において、引き続き在留実績が１年以上ある方。

2. 同居親族に小学校入学前の子どもがいること

申込書受付期間（令和８年11月２日～11月16日）内に同居している子が、小学校入学前の税法上の扶養親族であること。

3. 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。
→ 12 ページ～ 18 ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

4. 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

入居前に小学校入学前の親族と同居できなくなったときは、入居できません。
入居後、小学校入学前の親族と同居できなくなったとき、または、世帯全員が18歳に達したときは、住宅を明渡していただきます。なお、他の住宅へのあっせんはいたしません。

所得基準表の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、事業専従者などの所得をいいます。
給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

15、16 ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。
これらの所得は、確定申告書でお確かめください。

17 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金などの所得です。
なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

18 ページをご覧ください。

＊所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計でみます。

1. 所得としないもの

① 次の収入は０円とし、所得となりません。
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は０円とします。
③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和９年１月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収人となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請書に退職年月日を記入の上所得を０円とすることができます。

ア　申込日以降に結婚のため　　**イ　現在妊娠中で出産のため**

2. 特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。14 ページの表を見て計算してください。

3. 家族数とは

家　族　数	＝	申込者本人	＋	同居親族数	＋	入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（遠隔地扶養）

※出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養者数とは、区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

家族数	所得金額	
	一般区分	特別区分
1人	0～1,896,000円	0～2,568,000円
2人	0～2,276,000円	0～2,948,000円
3人	0～2,656,000円	0～3,328,000円
4人	0～3,036,000円	0～3,708,000円
5人	0～3,416,000円	0～4,088,000円
6人	0～3,796,000円	0～4,468,000円

◎家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

1. 所得基準表の特別区分とは……

⑴ **心身障害者を含む世帯**
申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

⑵ **60歳以上の世帯**
申込者本人が60歳以上（昭和41年11月17日以前の生まれ）であり、かつ、同居親族全員が、ア 60歳以上（昭和41年11月17日以前の生まれ） イ 18歳未満の児童（平成20年11月4日以降生まれ）のいずれかに該当すること。

⑶ **原子爆弾被爆者を含む世帯**
申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

⑷ **ハンセン病療養所入所者等を含む世帯**
申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

⑸ **高校修了期までの子どもがいる世帯**
同居親族に18歳に達する日以後（平成20年4月2日以降の生まれ）の最初の3月31日までの間にある者がいること。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㋐老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	㋓の特別障害者控除を受ける人は、㋒の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㋑特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㋒障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
㋓特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㋔寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子のいない方もあてはまります。」）
㋕ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成15年11月4日～平成22年11月17日生まれの人
※表中の65歳以上の人とは昭和36年11月17日以前生まれの人
※表中の70歳以上の人とは昭和31年11月17日以前生まれの人
※㋔と㋕の併用はできません。
※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

▌給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が 令和７年１月２日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税　込 支給額	賞　与
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
年　月		
合　計	収入計	賞与計

次の（1）（2）（3）からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

（1）就職した日が令和７年１月２日～令和７年11月１日までの方
〔 令和７年11月から令和８年10月までの合計となります。〕

収入計 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

（2）就職した日が令和７年11月２日以降の方

就職した翌月から令和８年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。
それに、その間の賞与を加えます。

（収入計 ÷ 収入のあった月数）× 12 ＋ 賞与計 ＝ 推定年収

（3）就職した日が最近で、まだ１か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

固定的給与 × 12 ＝ 推定年収

申請書の年収額欄

年　収　額	
総収入(A)	所　得　(B)
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

※病気等により、１か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。
※２か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。
年間総収入額が、

（1）０円 ～ 1,900,000 円未満の方

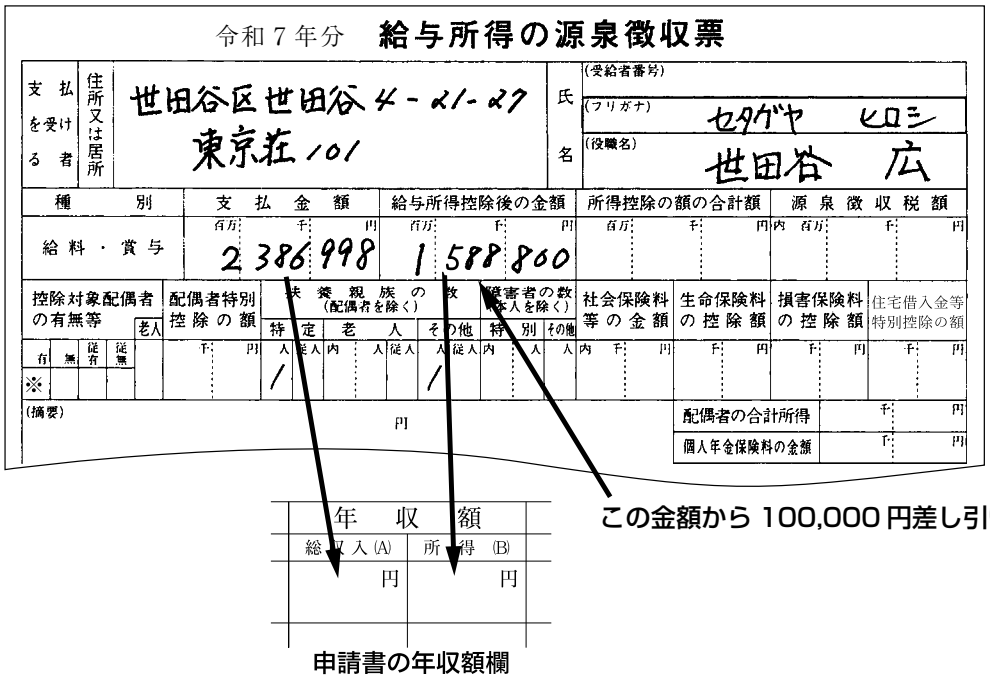
（2）1,900,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満の方、 端数処理します

〔例〕年間総収入額が 2,386,998 円の場合
2,386,998 ÷ 4 ＝ 596,749.5　1,000 円未満を切り捨てた額 596,000 円 ＝ B
税法上の所得 ⇨ B × 2.8 － 80,000 ＝ 1,588,800 円
区営住宅の所得金額 ⇨ 税法上の所得金額 － 100,000 ＝ 1,488,800 円

（3）6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円未満の方

② 現在の勤め先へ就職した日が 令和７年１月１日以前の方

《源泉徴収票のでる方》



《源泉徴収票のでない方》

令和７年１月から令和７年 12 月までの税込支給額を合計し、申請書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

注意事項
〈休職関連の取り扱い〉
※申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前１年分の収入が所得計算の対象となります。
※申込日現在は休職中ではないが、病気や産休等の休職により**令和７年11月以降**に収入のない月がある場合は、収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。収入のない月が**令和７年10月以前**の場合は、復職後の収入が所得計算の対象となります。
〈２か所以上から給与を受けている場合〉
※支払金額または税込支給額（交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く。）を合算したのち、所得金額に換算してください。

年間総収入額を区営住宅上の所得金額になおす計算式（所得税法上の所得金額と異なります）

● 区営住宅の所得金額が計算によりマイナスになる場合は、０円としてください。

12 か月分の収入額	税法上の所得金額		区営住宅の所得金額
651,000 円未満	０円		０円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	12 か月分の収入額 − 650,000 円		税法上の所得金額 − 100,000 円
1,900,000 円以上 3,604,000 円未満	● 次のとおり、12 か月分の収入額を端数処理します。 12 か月分の収入額 ÷ 4 = A ⇨ A の 1,000 円未満を切り捨てた額 = B ⇨ B を右の計算式にあてはめてください。	B × 2.8 − 80,000 円	
3,604,000 円以上 6,600,000 円未満		B × 3.2 − 440,000 円	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	12 か月分の収入額 × 0.9 − 1,100,000 円		

※税制改正により、給与所得控除額が変更になりました。（令和７年 12 月１日施行）

▌事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が　令和７年１月１日以前の方

（1）　確定申告をしている方

令和 7 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額				
事業	営業等	①		1,488,000
事業	農業	②		
不動産		③		
利子		④		
配当		⑤		
給与		⑥		
雑		⑦		
総合譲渡・一時 ㋐＋{(㋑＋㋒)×½}		⑧		
合計		⑨		1,488,000

申請書の年収額欄

年収額	
総収入㋐	所得㋑
円	円

●この金額から⑧を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○　事業専従者に関する事項

	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額
氏名 世田谷 一郎 / 生年月日 明・大 昭 55・7・10	子	12月	円 800,000
氏名 / 生年月日 明・大 昭 ・ ・			
氏名 / 生年月日 明・大 昭 ・ ・			
⑬ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得はそれぞれの専従者給与額を15～16ページの下段の計算式で所得に換算して、申請書の所得金額欄に記入してください。

（2）　確定申告をしていない方　令和７年１月から令和７年12月までの所得金額の合計となります。
（入居資格審査時には、確定申告が必要となります。）

② 現在の仕事を始めた日が　令和７年１月２日以降の方

○　次の（1）（2）からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年　月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合　計			

（1）現在の仕事を始めた日が令和７年１月２日から令和７年11月１日までの方

〔令和７年11月から令和８年10月までの合計となります。〕

推定所得金額

（2）現在の仕事を始めた日が令和７年11月２日以降の方

〔現在の仕事を始めた翌月から令和８年10月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。〕

$$\frac{\text{所得金額合計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{推定所得金額}$$

申請書の年収額欄

年収額	
総収入㋐	所得㋑
円	円

※病気等により、１か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

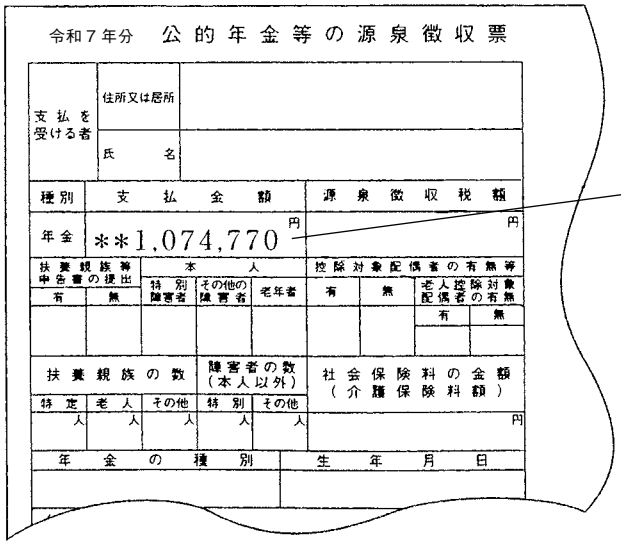
年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
※令和７年１月から令和７年 12 月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和６年12月以前から年金を受けている方

「令和７年分　公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合



令和７年分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所											
	氏名											
種別	支払金額	源泉徴収税額										
年金	＊＊1,074,770 円	円										
扶養親族等申告書の提出		本人			控除対象配偶者の有無等							
		特別障害者	その他の障害者	老年者			老人控除対象配偶者の有無					
有	無				有	無						
							有	無				
扶養親族の数		障害者の数（本人以外）			社会保険料の金額（介護保険料額）							
特定	老人	その他	特別	その他								
人	人	人	人	人	円							
年金の種別		生年月日										

申請書の年収額欄

年収額	
総収入(A)	所得(B)
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

② 令和７年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を区営住宅上の所得金額になおす計算式（所得税法上の所得金額と異なります）

下表の計算式で所得金額に換算してください。
※「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスとなる場合は、０円としてください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額
65 歳以上（昭和 36 年 11 月 17 日以前生まれ）	1,100,000円まで	０円	０円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 － 1,100,000 円	税法上の所得金額 － 100,000 円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 － 275,000 円	
65 歳未満（昭和 36 年 11 月 18 日以降生まれ）	600,000円まで	０円	０円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 － 600,000 円	税法上の所得金額 － 100,000 円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 － 275,000 円	

◎この金額を上回る場合は、世田谷区営住宅等窓口センターへお問い合せください。

注）年金のほかに収入のある方はそれぞれ所得を計算し、２段書にしてください。

例

職業	年収額	
	総収入(A)	所得(B)
会社員	給与○○○円	○○○円
	年金○○○円	○○○円

年収額	
総収入(A)	所得(B)
円	円

計算結果を申請書のこの欄に記入します。

区　営　住　宅

※　使用申請書（申込用紙）は白色です。

申請書の書き方（太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。）

注 意 消せるボールペンでの記入は、不可。

2～3ページの「募集する住宅」から希望する住宅を一つ選び、その申請区分番号（ご希望の番号1～15のうち一つのみ）を3か所に記入します。1つの欄に2つ以上の番号を記入したり、不統一な記入、記入もれなどがありますと、無効となります。

第1号様式（第4条関係）

区営住宅使用申請書

令和8年11月あき室公募（世田谷区営住宅）

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格になります。

令和8年11月4日

世田谷区長あて

※19～20ページの書き方を参照し、太枠内に記入すること。
※消せるボールペンでの記入は不可。
※申請区分番号は、2～3ページの1箇所のみ記載すること。

申請区分番号	/	こちらへは記入しないでください 番

申請者	郵便番号	〒 154-0017	区内居住年数	13 年以上	自宅電話	03（5432）1111
	現住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101			（ 方）	
	フリガナ	セタガヤ ヒロシ		生年月日	昭和 40年4月9日（満61歳）	
	氏名	世田谷 広				

私は、世田谷区営住宅管理条例に基づく区営住宅を使用したいので、申請します。
なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者（現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
また、承認の上は、申請者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

世帯（親族）の構成〔住宅に入ろうとする家族〕

フリガナ 氏名	続柄	生年月日（満年齢）	年収額 総収入(A)	年収額 所得(B)	職業
セタガヤ ヒロシ 世田谷 広	申請者本人	大昭平令 40・4・3（61歳）	2,486,998 円	1,488,800 円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
ヨシコ 良子	妻	大昭平令 年 月 日（ 歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
イチロウ 一郎	長男	大昭平令 18・8・10（20歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
マサコ 正子	長女	大昭平令 19・4・25（19歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
		大昭平令 年 月 日（ 歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
		大昭平令 年 月 日（ 歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
		大昭平令 年 月 日（ 歳）	円	円	正社員・パート・無職・自営業・学生 生活保護受給・その他（ ）
計 4 名			(B)の合計額	1,488,800 円	

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	障害者又は特別障害者	障害の程度
		世田谷一郎				種級度
		世田谷正子				種級度
						種級度

入居しないが、申請者又は同居親族の所得税法上の扶養親族（遠隔地扶養）	人

No.1

①外側にして折ってください（切りはなさないこと）

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅に一緒に入ろうとする親族も含む）を書いてください。
外国人の方も本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。
※ここに書かれた人以外は入居できません。

職業について該当するものに○を記入してください。

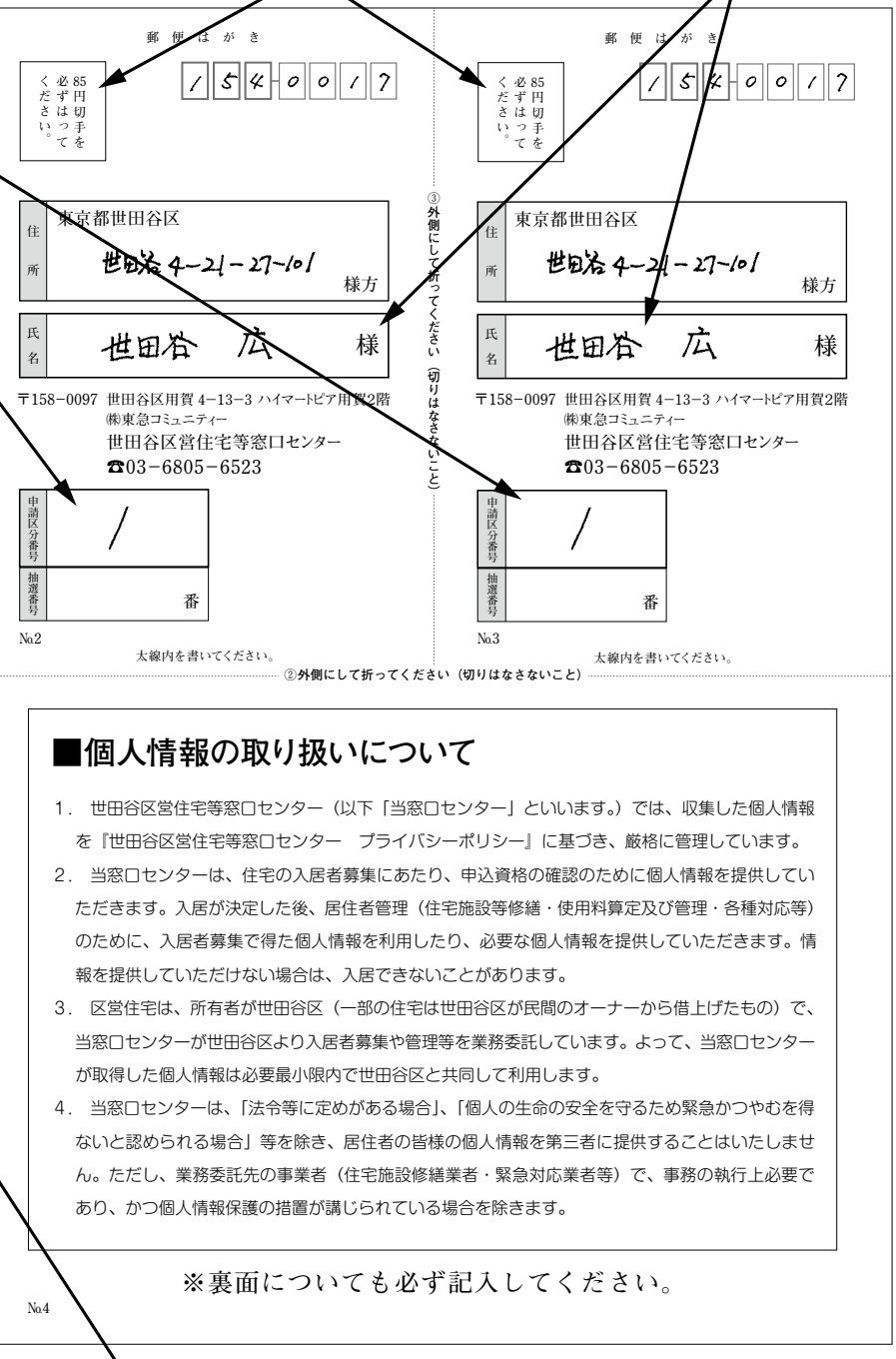
14ページの特別控除にあてはまる人がいれば、必ず記入してください。
心身障害者の場合には氏名のほかに障害の程度（○種○級又は判定○度）も記入してください。

15～18ページで計算した所得金額を記入します。給与所得者は、支払給与の総額を(A)に、所得金額を(B)に記入してください。年金のほかに収入のある方は、それぞれに所得を計算し、二段書きにしてください。

■申請書送付先
〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階
㈱東急コミュニティー　世田谷区営住宅等窓口センター

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話等による照会はご遠慮願います。

外国人の方で通称名を使用している場合は、通称名のみの記入でけっこうです。



■個人情報の取り扱いについて

1．世田谷区営住宅等窓口センター（以下「当窓口センター」といいます。）では、収集した個人情報を『世田谷区営住宅等窓口センター　プライバシーポリシー』に基づき、厳格に管理しています。

2．当窓口センターは、住宅の入居者募集にあたり、申込資格の確認のために個人情報を提供していただきます。入居が決定した後、居住者管理（住宅施設等修繕・使用料算定及び管理・各種対応等）のために、入居者募集で得た個人情報を利用したり、必要な個人情報を提供していただきます。情報を提供していただけない場合は、入居できないことがあります。

3．区営住宅は、所有者が世田谷区（一部の住宅は世田谷区が民間のオーナーから借上げたもの）で、当窓口センターが世田谷区より入居者募集や管理等を業務委託しています。よって、当窓口センターが取得した個人情報は必要最小限内で世田谷区と共同して利用します。

4．当窓口センターは、「法令等に定めがある場合」、「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、居住者の皆様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、業務委託先の事業者（住宅施設修繕業者・緊急対応業者等）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。

※裏面についても必ず記入してください。

資格審査のときまでに退職しなければならない人で以後無職・無収入になる人は「無職」に○を記入します。
年金・思給を受けている方はその種類を「その他」に記入、また生活保護を受けている方は「生活保護受給」に○を記入します。

■申込み上の注意

○**申込書は、１世帯で１通しか提出できません。**もし、１世帯で申込者名を変えるなどして２通以上出していた場合、または１人が２世帯以上の構成員となっていた場合には、すべての申込書が無効となりますので、ご注意ください。

○婚約者と申込む場合は、入居までに婚姻を証明する書類の提出がない場合は失格となります。また、申込後の婚約者の変更も失格となります。

○申込み後の家族の増減変更は、出生、死亡以外は認められません。死亡の場合で入居者が一人となった場合、また、申込者自身が亡くなられた場合、失格となります。

○申込内容が虚偽であることが判明したときは、当選後でも失格となります。また、申込み後に内容の訂正および変更することはできません。

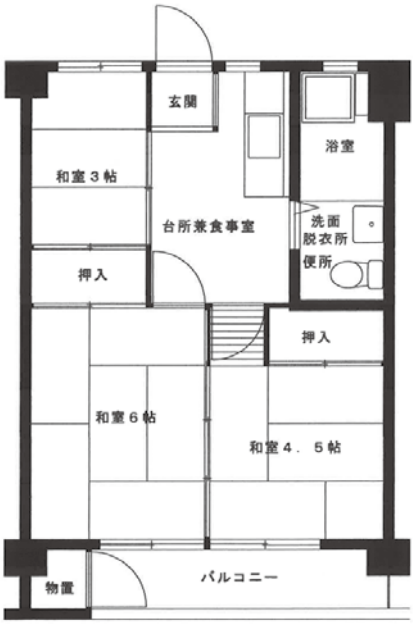
○日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。

○パートナーとして認めている同性者と申込む場合は、資格審査時に互いにパートナーとして認めている旨の申述書の提出がない場合は失格となります。また、申込後の同性者の変更も失格となります。

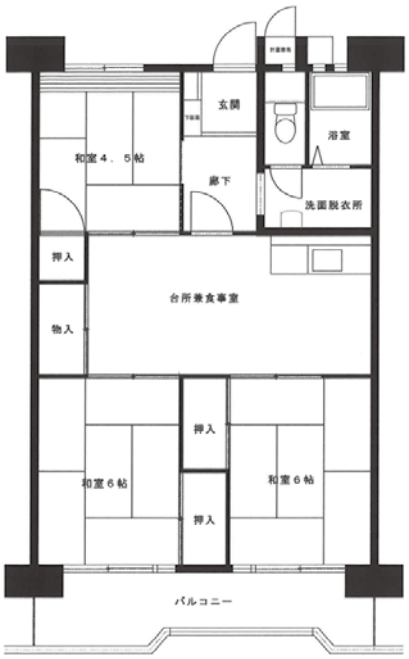
標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

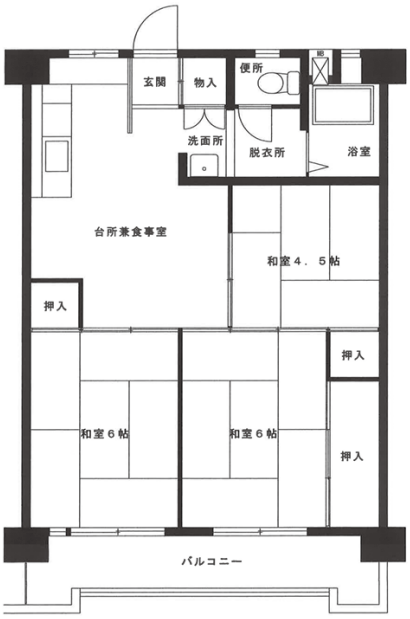
① 粕谷四丁目アパート
205号室
（一般世帯向け）



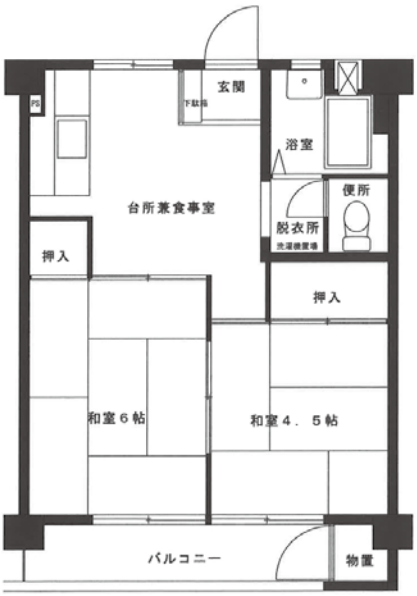
② 八幡山三丁目第二アパート
304号室
（一般世帯向け）



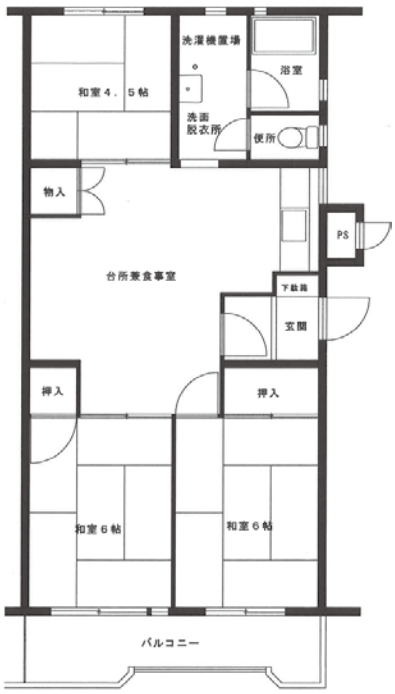
③ 用賀二丁目第二アパート
17号棟301号室
（一般世帯向け）



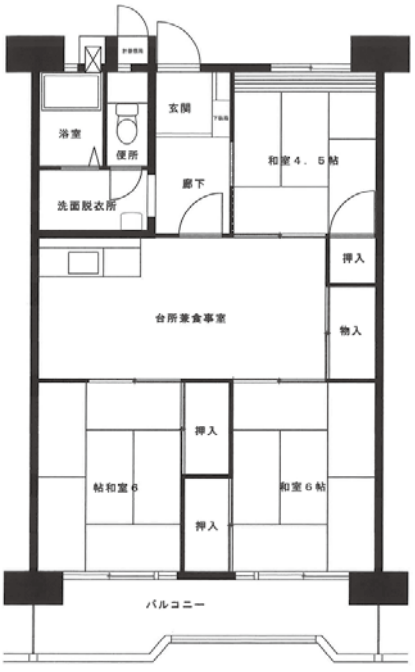
④ 北烏山八丁目アパート
2号棟305号室
（一般世帯向け）



⑤ 千歳台一丁目第二アパート
2号棟402号室
（一般世帯向け）

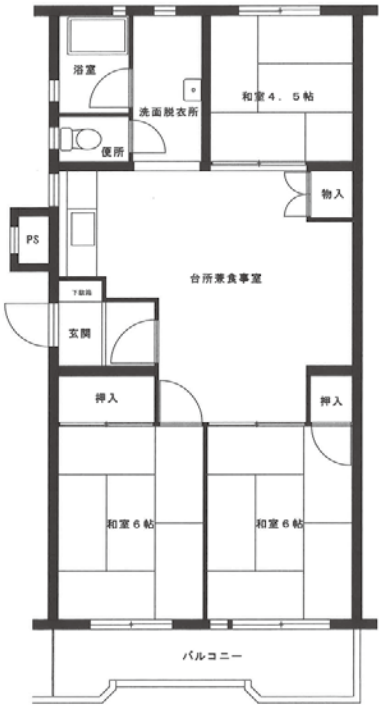


⑥ 上祖師谷一丁目第二アパート
1号棟301号室
（一般世帯向け）

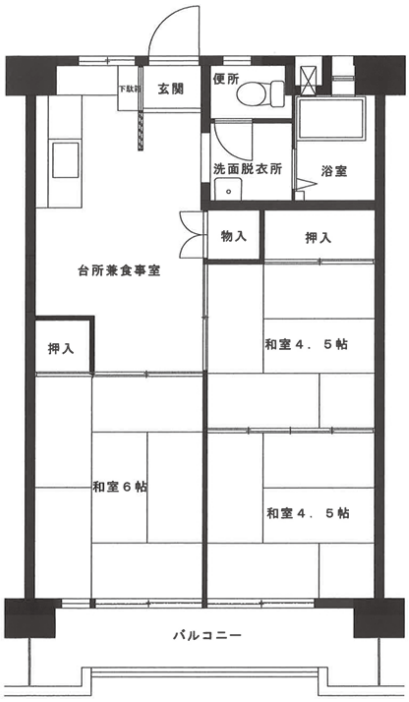


これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

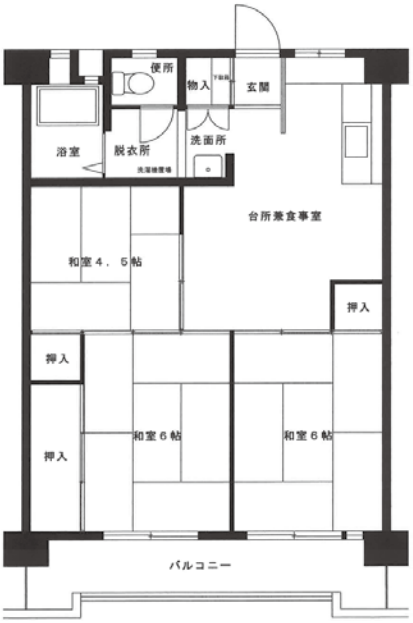
⑦ 上用賀四丁目アパート
1号棟104号室
（一般世帯向け）



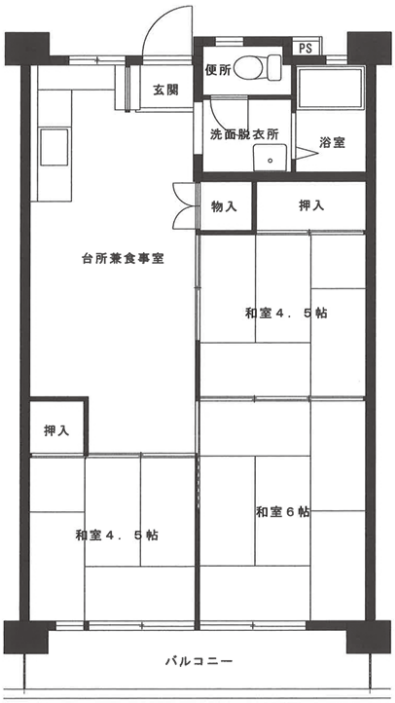
⑧ 新町一丁目アパート
16号棟202号室
（一般世帯向け）



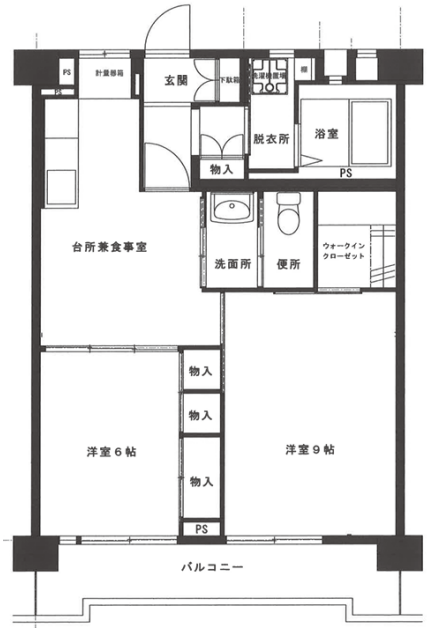
⑨ 上北沢五丁目第二アパート
3号棟203号室
（一般世帯向け）



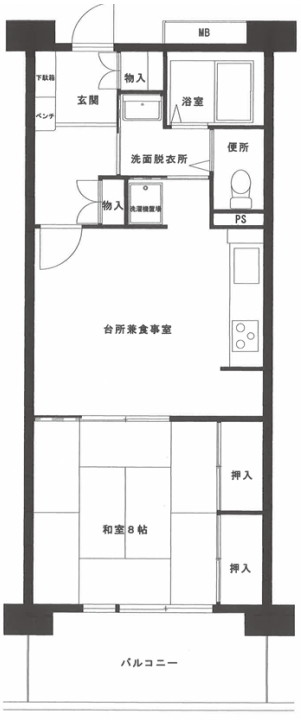
⑩ 上北沢五丁目第二アパート
6号棟301号室
（一般世帯向け）



⑪ 弦巻四丁目アパート
102号室
（車いす世帯向け）

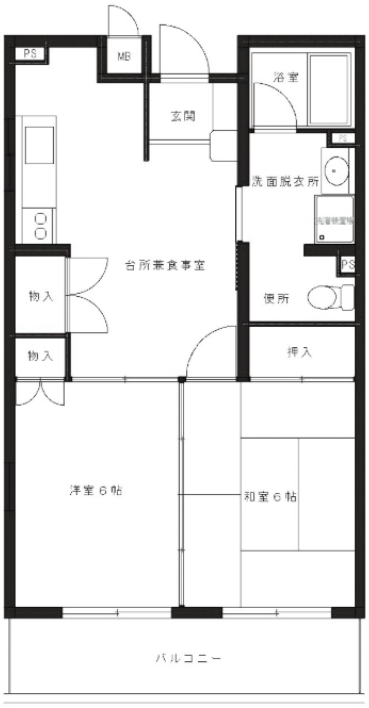


⑫ シティコート世田谷給田
E棟402号室
（高齢者2人世帯向け）



これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

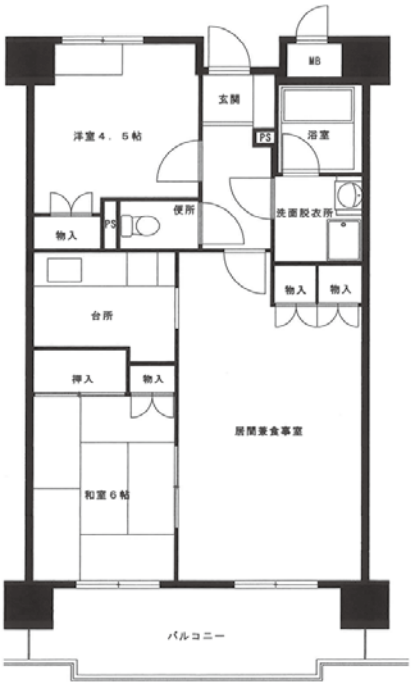
⑬ アーク上北沢
302号室
（高齢者2人世帯向け）



⑭ 八幡山慶明館
203号室
（高齢者2人世帯向け）



⑮ フローラ千歳台
503号室
（子育て世帯向け）



1 桜丘五丁目第二住宅
2号棟107号室
（区立ファミリー子育て世帯向け）



MEMO

MEMO

MEMO

申込から入居まで

申　込　期　間	**令和８年11月16日(月)当日消印有効です。**
⇓	
抽選番号の通知	令和８年11月20日(金)頃に発送する予定です。
⇓	
公　開　抽　選 (必ずしも会場にお越しになる必要はございません。)	令和８年11月25日(水) 午前10時～ キャロットタワー5階 セミナールームA (抽選後、世田谷区営住宅等窓口センター、区役所住宅課に抽選結果を掲示します。)
⇓	
抽選結果の通知	令和８年12月１日(火)頃に発送する予定です。
落選 ⇐	(当選者＝資格審査対象者)
入居資格審査	**資格審査対象者には審査に必要な書類を世田谷区営住宅等窓口センターに郵送していただき、面接により審査します。** (令和８年12月中旬～下旬予定) なお、資格審査は原則として本人に来所していただきます。
⇓	
結　果　の　通　知	令和９年１月22日(金)頃に発送する予定です。
失格 ⇐	(合格者)
入　居　手　続	入居開始予定日の前日までに、入居手続きをし、鍵をお渡しします。**手続きは、連帯保証人の連署が必要です。** また、使用料の２か月分の保証金を納入していただきます。(別途ご案内致します)
⇓	
入　　居	入居開始日(３月１日)から15日以内にご入居ください。

(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

申込み後、住所の変わる方へ

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。
  当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに **①募集時期 ②申請区分番号 ③抽選番号 ④旧住所 ⑤新住所 ⑥申込者名**を記入して、

〒158-0097
世田谷区用賀４－13－３
ハイマートピア用賀２階
㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

補欠者の繰上げ

資格審査により失格者が出た場合、抽せんで補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。

なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097　世田谷区用賀 4−13−3
ハイマートピア用賀2階
電話 03 (6805) 6523

ホームページアドレス:
http://setagayakueijutaku.jp/

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています